

## サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンスについて

令和5年3月29日  
サイバーセキュリティ協議会決定

サイバー攻撃被害を受けた民間主体やその受託者等（以下「サイバー攻撃被害組織等」という。）が、その被害に係る情報をサイバーセキュリティ関係組織等と共有することは、発生したサイバー攻撃の全容を解明し、更なる対策の強化を可能とせしめるものであり、サイバー攻撃被害組織等自身にとっても、社会全体にとっても非常に有益である。しかし、現状、サイバー攻撃被害組織等にとって、自組織のレピュテーションに影響しかねない情報共有には慎重であるケースも多く、被害に係る情報のうち、どのような情報を、どのタイミングで、どのような主体と共有すればよいかの検討にあたり、実務上の参考とすべきものがないため、適切に判断することが難しいとの声も聞かれる。

そこで、協議会運営委員会は、サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス検討会（以下「検討会」という。）を開催し、検討会は、サイバー攻撃被害に係る情報を取り扱う様々な担当者の判断に資することを目的として、サイバー攻撃被害組織等の立場にも配慮しつつ、技術情報等組織特定に至らない情報の整理を含めた、サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス（以下「ガイダンス」という。）を別添のとおりとりまとめた。

ガイダンスは、協議会規約第4条第1項第3号に規定する、サイバーセキュリティに関する脅威情報等の共有及び分析に資する関係者間の連携の促進に資するものであり、協議会はもとより、協議会外の情報共有活動においても、積極的な活用が推奨されるものである。

また、ガイダンスは、サイバー攻撃被害に係る情報の共有等に関する最新の知見を集約して作成したものであるが、日々複雑化、巧妙化するサイバー攻撃に適切に対応するためには、サイバー攻撃等に関する最新の動向やガイダンスを実際に活用した者からのフィードバック等を踏まえ、時宜を得て改定していく必要がある。

上記を踏まえ、以下のとおりサイバーセキュリティ協議会として決定する。

- 1 協議会の構成員は、インシデント対処に当たって、ガイダンスを積極的に活用するとともに、協議会事務局に対し、実際に活用した際のフィードバックを実施するよう努めるものとする。また、複数の組織間の共助等を目的とする非営利の法人その他の団体である構成員は、これに加えて、当該構成員が共助等の対象とする組織に対し、ガイダンスの積極的な活用を促すよう努めるものとする。
- 2 協議会事務局は、サイバー攻撃等に関する最新の動向や1のフィードバック等を踏まえ、時宜を得てガイダンスを改定するため、検討会を開催するものとする。
- 3 2の検討会の委員の半数以上は、協議会の構成員たる法人その他の団体に所属する者であって、ガイダンスの改定を行うための優れた見識を有するものの中から委嘱するものとする。

4 協議会事務局は、ガイドランスを改定する場合には、2の検討会で作成したガイドランスの改定案について、30日以上期間を定めて、協議会の全構成員の意見を求めなければならない。